

教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和6年1月）

正誤表（令和6年3月8日）

正誤箇所	誤	正
重要：はじめに 修正前：P3 修正後：P3	文部科学省においても、学校 DX 戦略 ICT 活用教育アドバイザーによる相談体制を構築しているため、随時活用されたい。	文部科学省においても、学校 DX 戦略アドバイザーによる相談体制を構築しているため、随時活用されたい。
第1章 本ガイドラインの目的等 （2）本ガイドラインの位置付け 修正前：P8 修正後：P8	本ガイドラインに基づき策定いただきたいのは「教育情報セキュリティポリシー」を構成する「対策基準」の部分である。リスク分析を含む情報セキュリティ対策の実施サイクルや、「基本方針」については、自治体ガイドライン （https://www.soumu.go.jp/main_content/000727474.pdf） を参照されたい。	本ガイドラインに基づき策定いただきたいのは「教育情報セキュリティポリシー」を構成する「対策基準」の部分である。リスク分析を含む情報セキュリティ対策の実施サイクルや、「基本方針」については、自治体ガイドライン （https://www.soumu.go.jp/main_content/000873096.pdf） を参照されたい。
第1章 本ガイドラインの目的等 （3）本ガイドラインの読み方 修正前：P9 修正後：P9	なお、学校には行政系ネットワークが敷設され、行政系端末により自治体共通業務（出張処理等）が実施されているが、この取扱いについては首長部局が自治体ガイドライン （https://www.soumu.go.jp/main_content/000727474.pdf） を基に策定した自治体の情報セキュリティポリシーに準拠すること。	なお、学校には行政系ネットワークが敷設され、行政系端末により自治体共通業務（出張処理等）が実施されているが、この取扱いについては首長部局が自治体ガイドライン （https://www.soumu.go.jp/main_content/000873096.pdf） を基に策定した自治体の情報セキュリティポリシーに準拠すること。
教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン （令和6年1月） 3.1. 情報資産の分類	○学校運営関係	○学校運営関係 ・学校・学園要覧 ・学校紹介パンフレット ・使用教科書一覧 ・教育課程編成表 ・学校設定科目の届け出

<p>図表 7 重要性分類に基づく情報資産の例示 最下段 修正前：P36 修正後：P36</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特色紹介冊子原稿 ・ 学校徴収金会計簿 (学年費、教育振興費等) ・ 学校行事実施計画 (避難訓練・体育祭実施計画等) ・ 保護者等への配布文書文例 ・ 各種届雛形・校務分掌表 ・ P T A 資料 ・ 学園・学校・学年・学級だより ・ 学校・学園ホームページ掲載情報 ・ 学校行事のしおり <p>○学校活動の記録 ※ 保護者の承諾がある場合、以下は公開可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校行事等の児童・生徒の写真 ・ 学習活動の記録 (動画・写真・作品等)
<p>5. 2. 教職員等の遵守事項 (2) 執務上での管理 修正前：P72 修正後：P72</p>	<p>① 執務室の施錠管理 執務室にて教職員等が不在となる場合には、執務室を施錠しなければならない</p>	<p>① 執務室の施錠管理 執務室にて教職員等が不在となる場合には、執務室を施錠しなければならない。</p>
<p>6. 4. 不正プログラム対策 (注5) 修正前：P110 修正後：P110</p>	<p>ランサムウェアとは、「Ransom (身代金)」と Software (ソフトウェア)」を組み合わせた造語である。</p>	<p>ランサムウェアとは、「Ransom (身代金)」と「Software (ソフトウェア)」を組み合わせた造語である。</p>

※本修正に伴い、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (令和 6 年 1 月) 改訂説明資料についても微修正を行っている。